

# 申請書記載例等

## (1) 産業廃棄物処分業

様式第八号（第十条の四関係）

（第1面）

新規

更新

### 産業廃棄物処分業許可申請書

○○年○○月○○日

山形県知事 吉村 美栄子 殿

申請者

〒990-0031

住所 山形県山形市十日町一丁目6番6号

株式会社 ○×環境

氏名 代表取締役 紅 花子

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 023-622-00××

F A X 023-622-000×

Eメールアドレス Yamagata@○○.××.co.jp

燃え殻・ばいじん・汚泥・鉱さい・廃酸・廃アルカリのいずれかを含む場合には、水銀含有ばいじん等の取扱いの有無がわかるように記入すること

書ききれない場合は別紙に記入し、添付すること

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の規定により、産業廃棄物処分業の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

事業の範囲(処分の方法ごとに区分して取り扱う産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)を記載すること。)

中間処理 破碎処分：木くず、がれき類、廃プラスチック類

これらのうち、  
石綿含有産業廃棄物であるもの、  
水銀使用製品産業廃棄物であるもの  
及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。

石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物の取扱いがわかるように記入すること

事務所及び事業場の所在地

事務所 山形県山形市十日町一丁目6番6号 主たる事務所の所在地

電話番号 023-622-000X Eメールアドレス Yamagata@○○.××.co.jp

事業場 山形県村山市樋岡笛田三丁目2番1号

山形県米沢市金池七丁目1-50

電話番号 023-633-×000

0238-26-□×××

処理施設及び保管施設を有する場所の所在地すべてを記入すること

事業の用に供するすべての施設(施設ごとに種類、設置場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許可番号(産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限る。)を記載すること。)

別紙「事業計画の概要を記載した書類」に記載のとおり

保管を行う場合には、保管を行うすべての場所の所在地、面積、保管する産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)、処分等のための保管上限及び積み上げができる高さ

別紙「保管場所の概要」に記載のとおり

事業の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要

別紙「事業計画の概要を記載した書類」に記載のとおり

※事務処理欄

申請に関する問い合わせ先

行政書士が提出する場合は、行政書士の連絡先

担当者連絡先

氏名 山形次郎

電話番号 023-622-00××

住所 山形県山形市十日町一丁目6番6号

(日本産業規格 A列4番)

既に処理業の許可（他の都道府県のものを含む。）を有している場合はその許可番号	都道府県・市区名	許可番号
	山形県	00605△△△△△△△
	宮城県	申請中（〇月〇日提出）
		申請中の場合も記入すること。県内の産業廃棄物収集運搬業、特別管理産業廃棄物収集運搬業も含むこと。

申請者（個人である場合）

氏名	生年月日	本	籍
		住	所

(法人である場合)

(ふりがな) 名称	住	登記事項証明書どおり記入すること	所
株式会社○×環境	山形県山形市〇〇町〇丁目〇番〇号		

法定代表人（申請者が法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者である場合）

(個人である場合)			
(ふりがな) 氏名	生年月日	本	法定代理人がいる場合に記入すること
		住	籍

(法人である場合)

(ふりがな) 名称	住	登記事項証明書どおり記入すること	所

役員（法定代表人が法人である場合）

(ふりがな) 役員と同等以上の支配力を有する者すべてを記載すること	呼称	本	法定代理人がいる場合に記入すること
		住	籍

役員（申請者が法人である場合）

(ふりがな) 氏名	生年月日	本	法定代理人がいる場合に記入すること
		住	籍
くれない はなこ 紅 花子	昭和〇〇年〇月〇日	山形県西村山郡河北町〇〇875番地	
	代表取締役社長	山形県山形市〇〇町8丁目7番5号	
みかわ けんいち 三川 健一	昭和〇〇年〇月〇日	山形県東田川郡三川町大字〇〇3番地	
	取締役	山形県東田川郡三川町大字〇〇3番地	
くれない しゅうほう 紅 秀峰	平成〇〇年〇月〇日	山形県西村山郡河北町〇〇875番地	
	取締役	山形県山形市△×町二丁目5番2号	
たかはた みつき 高畠 三樹	昭和〇〇年〇月〇日	山形県東置賜郡高畠町□□3番地	
	監査役	山形県東置賜郡高畠町△△町3番3号	
はえ めきぞう 羽江 實造	昭和〇〇年〇月〇日	山形県米沢市〇×町5番地	
	相談役	山形県新庄市〇〇町二丁目5番1号	

略字等を使用せず、住民票どおり記載すること

住民票のとおり記入すること

株式会社の場合に記入すること

(第3面)

組合等の場合に記入すること

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき）

発行済株式の総数	500 株		出資の額	5,000,000円
(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日	保有する株式の数又は出資の金額 割 合	本 籍 住 所	
くれない 紅 花子	昭和〇〇年〇 月〇日	250株 50%	山形県西村山郡河北町〇〇875番地 山形県山形市〇〇町8丁目7番5号	
はえ 羽江 實造	昭和〇〇年〇 月〇日	100株 20%	山形県米沢市〇×町5番地 山形県新庄市〇〇町二丁目5番1号	
かぶしきがいしゃわかわまる 株式会社雪若丸		150株 30%	山形県山形市十日町一丁目6番6号	
法人株主も記入すること 登記事項証明書に記載の とおり記入すること		氏名、生年月日、本籍、住所は、略字等を使用せず、 住民票に記載のとおり記入すること		

令第6条の10に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）

(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 役職名・呼称	籍 住 所

#### 備 考

- 1 ※欄は記入しないこと
- 2 「法定代理人」の欄から「令第6条の10に規定する使用人」までの各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 3 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し、業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。
- 4 都道府県知事が定める部数を提出すること。

※手数料欄

## 事業計画の概要を記載した書類

## 1. 事業の全体計画（変更許可申請時には変更部分を明確にして記載すること）

山形県内一円の建設工事現場において生ずる木くず及びがれき類、山形県内一円の工場で発生する廃プラスチック類を、排出事業者との委託契約に基づき、破碎施設を用いて破碎処分を行う。破碎処分した木くず及びがれき類はそれぞれ燃料チップ、再生碎石として売却し、有償譲渡できない場合は産業廃棄物として法に基づき処理委託する。破碎処分した廃プラスチック類は法に基づき焼却処分委託する。

一般廃棄物を含まないこと

## 2. 処分する産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の種類及び処分量等

(特別管理) 産業廃棄物 の種類	処分量 (t/月又は m <sup>3</sup> /月)	性状	予定排出事業場の 名称及び所在地	処分方法	予定処分先の名称及び所在地 (処分場の名称及び所在地)
1 木くず	100 t/月	固形状	県内一円建設現場	破碎処分	(株)○×環境 村山リサイクルセンター 山形県村山市樋岡笛田三丁目2番1号
2 廃プラスチック類	10 t/月	固形状	○△製作所(株) 山形県山形市○○二番町12-32	破碎処分	(株)○×環境 米沢事業所 山形県米沢市金池七丁目1-50
3 がれき類	500 t/月	固形状	県内一円建設現場	破碎処分	(株)○×環境 山形リサイクルセンター 山形県村山市樋岡笛田三丁目2番1号
4					中間処理、最終処分する 自社処分場を記載すること
5			できるだけ具体的に記載し、特定 できない場合は県内一円事業場 等でも可		
6					
7					
8					

備考 取扱う（特別管理）産業廃棄物の種類ごとに記載すること。

## 3. 施設の概要

処理施設ごとに作成  
すること

処理施設の種類	木くずの破碎施設
設置場所	山形県村山市楯岡笛田三丁目2番1号
設置年月日	<p>平成26年12月20日          許可年月日 平成26年4月1日          許可番号 村山第219-〇〇号</p> <p style="border: 1px solid red; padding: 5px;">設置許可を受けて いる場合は、設置の 許可年月日及び許 可番号も記載する こと。</p>
処理能力	10トン／日（8時間）
廃棄物の種類	木くず
処理施設の処理方式及び設備の概要	<p>(1) 処理方式          ホッパー、2軸破碎機、ベルトコンベア</p> <p>(2) 設備の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設備の名称 破碎機</li> <li>・製品名 ○○クラッシャー</li> <li>・型番 ZX1110</li> <li>・製造元 株○○○○</li> </ul>
環境保全設備の概要	<p>騒音振動防止のため、屋内設置          破碎によって生ずる粉じんの周囲への飛散を          防止するために破碎機部分と排出部分の2箇所          に散水装置を設ける。          散水装置はノズル式で、○○クラッシャーの          付帯設備。</p>

3. 施設の概要

処理施設の種類	がれき類の破碎施設
設置場所	山形県村山市楯岡笛田三丁目2番1号
設置年月日	平成26年8月1日 許可年月日 平成25年11月15日 許可番号 村山第219-××号
処理能力	200トン／日（8時間）
廃棄物の種類	がれき類
処理施設の処理方式及び設備の概要	<p>(1) 処理方式</p> <p>ホッパー、ジョークラッシャー、振動篩 ベルトコンベア</p> <p>(2) 設備の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設備の名称 破碎機</li> <li>・製品名 □□クラッシャー</li> <li>・型番 KY-324×</li> <li>・製造元 株○○○○</li> </ul>
環境保全設備の概要	<p>破碎によって生ずる粉じんの周囲への飛散を防止するために破碎機及び振動篩、ベルトコンベアの3箇所に散水装置を設置する。</p> <p>騒音・振動・粉じん防止のため、振動篩は屋内に設置する。</p> <p>保管施設は、粉じん飛散防止のため散水装置を設置する。</p>

3. 施設の概要	
処理施設の種類	破碎施設
設置場所	山形県米沢市金池七丁目 1－50
設置年月日	平成28年2月1日
処理能力	3.8トン／日（8時間）
廃棄物の種類	廃プラスチック類
処理施設の処理方式及び設備の概要	<p>(1) 処理方式 ミキサーせん断、サイクロン</p> <p>(2) 設備の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設備の名称 粉碎機</li> <li>・製品名 ○○ミキサー</li> <li>・型番 ○○Ⅱ12XY</li> <li>・製造元 ○○○○(株)</li> </ul>
環境保全設備の概要	粉じんはサイクロンで捕集する。 騒音・振動・粉じん防止のため、屋内に設置する。

## 4. 最終処分場

該当がない場合でも、この様式の提出を省略せずに、余白に「該当なし」と記載のうえ、提出すること

最終処分場の種類及び名称	
設置場所	
設置年月日	
最終処分場の規模等	
埋立対象廃棄物の種類	
構造及び設備の概要	
放流水の水質等	
その他環境保全対策	

5. 処分業務の具体的な計画（処分業務を行う時間、休業日、組織及び従業員数を含む。）

（1）処分を行う時間及び休業日

時間：月曜日から土曜日までの午前8時から午後5時までのうち8時間稼動  
(正午から午後1時まで休憩)

休業日：日曜日、祝日、年末年始、その他夏季休暇等の当社指定日

（2）処分業務の受託及び計画

- ① 排出者から産業廃棄物の処分を受託しようとするときは、排出元、種類、性状等を記載した書面・写真等の提出を求めるなどにより、処理受託能力及び許可の範囲内であること等、処理できることを確認のうえ委託契約を締結する。必要に応じて排出元の確認を行い、適正処理の確保に万全を期すこととする。
- ② 産業廃棄物管理票の記載内容と相違ないことを確認のうえ産業廃棄物を引き受ける。産業廃棄物管理票がない場合は引き受けない。
- ③ 受け入れた産業廃棄物は産業廃棄物処理基準に従い処分業務を行い、処分終了後は必要事項を記載し産業廃棄物管理票の写しを排出者に送付するとともに、5年間保存する。処理に関する帳簿を事業場ごとに作成し備えつけ、毎月末までに前月分の記録を終了し、1年ごとに閉鎖し5年間保存する。

（3）受入れ廃棄物の性状確認及び計量方法

① 性状の確認方法

委託契約書に記載した受入れ廃棄物に関する情報や「廃棄物データシート」に記載された情報等に相違ないか目視で確認する。また、石綿含有産業廃棄物でないことを書類等により確認する。確認の結果、処理できないものは受入れを拒否する。

② 計量方法

事業場内にある電子式トラックスケールを使用し計量する。

（4）設備・機器の点検検査計画

別紙「点検簿」のとおり実施する。点検結果は5年間保存する。

処理施設は、年1回以上、製造メーカーのメンテナンスを受け、その結果を書面で保存する。検査結果は、5年間保存する。

（5）日常の管理体制

別紙「組織体制」のとおり。異常が生じた場合は、直ちに施設を停止させ、原因究明を行う。原因が判明して改善されるまでの間は、施設は稼動しない。

（6）災害防止計画

① 災害、事故発生の防止計画

設備等の日常点検、定時の巡回等を徹底する。また、運転管理マニュアルを策定し、作業従事者に周知徹底し知識技能の向上を図る。

② 災害等発生時の対応方法

直ちに施設の稼動を停止し、作業員の人命確保、安全確認を行う。統括責任者に連絡すると共に所要な措置を講じる。また、③の緊急連絡系統図に従い関係機関に連絡し、指示を受ける。

③ 災害等発生時の緊急連絡系統図

別紙「緊急連絡系統図」のとおり

従業員数内訳

〇〇年〇〇月〇〇日現在

申請者又は 申請者の登 記上の役員	政令第6条の10で 準用する第4条の6 に規定する使用人	相談役、顧問 等申請者の登 記外の役員	事務員	運転手	作業員	その他	合計
5人	0人	0人	4人	7人	6人	0人	22人

## 6. 環境保全措置の概要

### (1) 中間処理施設において講ずる措置

#### ①木くずの破碎施設

破碎機の上部に飛散防止ガードを設けて飛散を防止する。破碎機の投入口にバックホーを用いて木くずを投入するときは、適正量とし、飛散することないようにする。

建物内に設置し外壁で囲い、騒音を防止する。

床面をコンクリートで舗装し振動を防止する。

破碎物が雨水等による汚水を発生しないように、建物内に保管する。

ねずみ等が発生した場合は直ちに駆除する。また、清掃を行い構内の清潔を保持し悪臭を防止する。

散水装置を設け、粉じんの発生を防止する。

#### ② がれき類の破碎施設

破碎機の上部に飛散防止ガードを設けて飛散を防止する。破碎機の投入口にバックホーを用いてがれき類を投入するときは、適正量とし、飛散することないようにする。騒音・振動・粉じん飛散防止のため、破碎機は外壁を覆うとともに篩は屋内に設置する。また、床面をコンクリートで舗装し振動を防止する。

ねずみ等が発生した場合は直ちに駆除する。また、清掃を行い構内の清潔を保持し悪臭を防止する。

散水装置を設け、粉じんの発生を防止する。

#### ③破碎施設（廃プラスチック類）

破碎機の上部に飛散防止ガードを設けて飛散を防止する。床面がコンクリートで舗装された建物内に設置し、騒音・振動発生を防止する。

ねずみ等が発生した場合は、直ちに駆除する。また、清掃を行い構内の清潔を保持し悪臭を防止する。

次の事項について記載すること。

- ア 廃棄物の飛散・流出の防止措置
- イ 処分に伴う悪臭の防止措置
- ウ 処分に伴う騒音の防止措置
- エ 処分に伴う振動の防止措置
- オ その他生活環境の保全上支障を生ずるおそれのないように講ずる措置

次の事項について記載すること。

- ア 廃棄物の飛散及び流出の防止措置
- イ 廃棄物の地下浸透の防止措置
- ウ 悪臭発散の防止措置
- エ ねずみの生息及び蚊、はえその他の害虫の発生の防止措置
- オ 汚水による公共用水域及び地下水の污染防治措置
- カ 石綿含有産業廃棄物とその他の物との混合防止措置
- キ その他

### (2) 保管施設において講ずる措置

木くず及び廃プラスチック類は建屋内に保管し、床面をコンクリート製とし、飛散・流出及び地下浸透を防止する。また、貯留した雨水が保管施設に侵入しないように施設内の底面を一段高くする。

がれき類は周囲に囲いを設け、飛散流出を防止する。

ねずみ等が発生した場合は直ちに駆除する。また、毎日業務終了時に点検及び清掃を行い構内の清潔を保持し悪臭を防止する。

保管場所には見やすい位置に掲示板を設置し、表示すべき事項に変更が生じた場合には速やかに書き換えその他必要な措置を講ずる。

保管の高さ、保管数量の上限を超えて保管はない。保管施設以外の場所に保管しない。

保管施設の破損等を発見した場合には、速やかに補修を行う。

このほか、保管基準を遵守して保管する。

### (3) 最終処分場において講ずる措置

保管場所の概要			
産業廃棄物の種類	木くず (破碎処分)	がれき類 (破碎処分)	廃プラスチック類 (破碎処分)
所在地	山形県村山市楯岡笛田 三丁目2番1号	山形県村山市楯岡笛田 三丁目2番1号	山形県米沢市金池七丁 目1-50
面積 (縦×横)	400m <sup>2</sup> (10m×40m)	400m <sup>2</sup> (20m×20m)	50m <sup>2</sup> (10m×5m)
処分等のための 保管上限	140トン (254.6m <sup>3</sup> 、比重0. 55)	5600トン (3783.8m <sup>3</sup> 、比重 1.48)	53.2トン (152m <sup>3</sup> 、比重0.3 5)
積み上げること ができる高さ	屋内(2.5m)	3m	屋内(1.5m)
周囲の囲いの方法	建屋内の側壁による	鉄製フェンス	建屋内の側壁による
掲示板の設置箇所	建物の出入口	搬出入口	建物の出入口
保管方法(屋内 、屋外、容器)	屋内	屋外	屋内
底面構造、側面 構造、天井構造	底面：一面コンクリート 側面：腰壁1.5mまで コンクリート、1. 5mから天井ま でメッキ鋼板の 三方壁 天井：折板屋根	底面：一面コンクリート 側面：腰壁1.5mまで 鉄製フェンス	底面：一面コンクリート 側面：合板の三方壁 天井：折板屋根

中間処理後物の保管場所の概要			
産業廃棄物の種類	木くずチップ (破碎処分後)	がれき類（再生骨材） (破碎処分後)	廃プラスチック類 (破碎処分後)
所在地	山形県村山市楯岡笛田 三丁目2番1号	山形県村山市楯岡笛田 三丁目2番1号	山形県米沢市金池七丁 目1-50
面積	100m <sup>2</sup>	200m <sup>2</sup>	80m <sup>2</sup>
最大保管量	200m <sup>3</sup>	2000m <sup>3</sup>	80m <sup>3</sup>
積み上げること ができる高さ	屋内(2.5m)	3m	屋内(1.5m)
周囲の囲いの方法	建屋内の側壁による	鉄製フェンス	建屋内の側壁による
保管方法（屋内 、屋外、容器）	屋内	屋外	屋内  トンバッカ袋詰め梱包
底面構造、側面 構造、天井構造	底面：一面コンクリート 側面：合板の三方壁 天井：折板屋根	底面：一面コンクリート 側面：腰壁1.5mまで 鉄製フェンス	底面：一面コンクリート 側面：合板の三方壁 天井：折板屋根

# 誓 約 書

申請者は、確認チェック表を活用し、項目毎について確認するとともに、役員全てに欠格要件に該当しないことを確認したうえで誓約すること。

申請者（届出者）は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第5項第2号イからヘに該当しない者であることを誓約します。

〇〇年〇〇月〇〇日

山形県知事 吉村 美栄子 殿

住 所 山形県山形市十日町一丁目6番6号  
名 称 株式会社 ○×環境  
代表者 代表取締役 紅 花子

事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類		
内 訳	金 額 (千円)	
事業の開始に要する 資 金 の 総 額	<b>本申請書記載の施設等を用いて現在事業を営んでおり、許可取得にあたり新たな資金を必要としません。</b>	
土 地	10, 000	<b>更新許可申請、同種の許可を既に持つなど、事業に必要な施設を既に保有していて、新規の設備投資が必要でない場合は、余白に記載。</b>
事 務 所	5, 000	
処 理 施 設	90, 000	
保 管 場 所	1, 000	
維持管理費用	5, 000	
<b>新たな設備投資がある場合は該当欄に記載</b>		
調 達 方 法	自 己 資 金	50, 000
	借 入 金	61, 000
	(借入先名)	□□銀行
	そ の 他	
	増 資	
備考 内訳欄の事項については、事業計画に応じ適宜変更すること		

**資産に関する調書(個人用)**

〇〇年〇〇月〇〇日現在

資産の種別	内 容	数 量	価格、金額(千円)
現金預金	普通預金	1	2, 000
有価証券	保険積立金	1	400
未収入金			取引金融機関の残高証明書等から転記 0
売掛金			0
受取手形			市町村役場発行の資産証明書から転記 0
土地	山形市〇〇町一丁目1 -2	500m <sup>2</sup>	20, 000
建物	事務所	1	5, 000
備品			0
車両	貨物トラック	1	8, 000
その他	処理施設		20, 000
			所得税確定申告で用いる固定資産台帳の未償却残高から転記
資 产 計			55, 400
負債の種別	内 容	数 量	価格、金額(千円)
長期借入金	銀行借入	1	3, 000
短期借入金	銀行借入	1	2, 000
未払金			0
預り金			0
前受金			0
買掛金			0
支払手形			0
その他			0
負 債 計			5, 000

発生する産業廃棄物の種類ごとに作成すること。  
処分後に売却するものも記載すること。

処分後の産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の処理方法を記載した書類

処分後の産業廃棄物の種類	木くず	
発 生 量 (t/月又はm3/月)	100 t／月	
処 理 方 法	自 己 処 理  委 託 処 理	(処分場所)  (処分業者名) 株庄内環境産廃  (所在地) <b>山形県東田川郡三川町大字横山 字袖東19-1</b>
	埋立処分 海洋投入処分 中間処理 売 却	
	中間処理、売却の場合は具体的な方法  (株)××製紙に燃料用チップとして売却 売却できないものは、焼却処分委託	
備考	処分後の産業廃棄物の種類ごとに記載すること。	

(日本工業規格 A列4番)

処分後の産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の処理方法を記載した書類		
処分後の産業廃棄物の種類	<b>がれき類</b>	
発生量 (t/月又はm3/月)	<b>450 t／月</b>	
処理方法	<p>自己処理</p> <p>委託処理</p>	<p>(処分場所) <b>(処分業者名) 株庄内環境産廃</b></p> <p>(所在地) <b>山形県東田川郡三川町大字横山 字袖東19-1</b></p>
	<p><b>埋立処分 海洋投入処分 中間処理 売却</b></p> <p>中間処理、売却の場合は具体的な方法</p> <p><b>再生碎石として建設業者に売却 売却できないものは、埋立処分委託</b></p>	
備考 処分後の産業廃棄物の種類ごとに記載すること。		

処分後の産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の処理方法を記載した書類		
処分後の産業廃棄物の種類	<b>金属くず</b>	
発生量 (t/月又はm3/月)	<b>50t/月</b>	
処理方法	自己処理 委託処理	(処分場所) (処分業者名) (所在地)
	埋立処分 海洋投入処分 中間処理 売却 <div style="text-align: center; margin-top: 10px;"> <div style="border-left: 1px solid black; padding-left: 10px; display: inline-block;"> <b>中間処理、売却</b> の場合は具体的な方法   <b>スクラップ業者に売却</b> </div> </div>	
備考 処分後の産業廃棄物の種類ごとに記載すること。		

処分後の産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の処理方法を記載した書類		
処分後の産業廃棄物の種類	<b>廃プラスチック類</b>	
発生量 (t/月又はm3/月)	<b>10t/月</b>	
処理方法	<p>自己処理 委託処理</p>	<p>(処分場所) (処分業者名) <b>株庄内環境産廃</b> (所在地) <b>山形県東田川郡三川町大字横山 字袖東19-1</b></p>
	<p>埋立処分　　海洋投入処分　　中間処理　　売却</p> <p>中間処理、売却の場合は具体的な方法 廃プラスチック類は、焼却処分委託する</p>	
備考 処分後の産業廃棄物の種類ごとに記載すること。		

更新許可申請、変更許可申請の場合であって、変更がないときに省略できる添付書類について説明する書類の記載例

### 省略する添付書類の一覧表

省略する添付書類の種類	省略の理由
1 容器等の写真	1～3 変更がないため省略します。
2 処理施設に関する図面、写真、付近見取図、設計計算書	
3 処理施設に関する公団、土地の登記事項証明書、土地建物の賃貸借契約書、施設の所有権を有する書類	<p>省略する理由を記載する。 種類ごとに理由が異なる場合は、それぞれ記入する</p> <p>賃貸借契約書、使用承諾書など、以前提出した書類の名称を具体的に記載する</p>

年　月　日

住 所 山形県山形市十日町一丁目6番6号  
名 称 株式会社 ○×環境  
代表者 代表取締役 紅 花子

## (2) 特別管理産業廃棄物処分業

様式第十四号（第十条の十六関係）

（第1面）

**新規** · **更新**

### 特別管理産業廃棄物処分業許可申請書

○○年○○月○○日

山形県知事 吉村 美栄子 殿

申請者

〒990-0031

住所 山形県山形市十日町一丁目6番6号  
株式会社 ○×環境

氏名 代表取締役 紅 花子

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 023-622-00xx

FAX 023-622-0000x

Eメールアドレス Yamagata@○○.xx.co.jp

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第6項の規定により、特別管理産業廃棄物処分業の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

事業の範囲（処分の方法ごとに区分して取り扱う特別管理産業廃棄物の種類を記載すること。）	<b>中間処理</b> 焼却処分 <b>最終処分</b> 埋立処分 感染性産業廃棄物 廃石綿等	特定有害産業廃棄物を含む場合は、含まれるもの全て記入する 書ききれない場合は別紙に記入し、添付すること
主たる事務所の所在地 事務所及び事業場の所在地 処理施設及び保管施設の所在地	事務所 山形県山形市十日町一丁目6番6号 電話番号 023-622-00XX Eメールアドレス Yamagata@○○.XX.co.jp	
	事業場 山形県村山市樋岡笛田三丁目2番1号 電話番号 0237-52-0000	
事業の用に供するすべての施設（施設ごとに種類、設置場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許可番号（産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限る。）を記載すること。）	別紙「事業計画の概要を記載した書類」に記載のとおり	
保管を行う場合には、保管を行うすべての場所の所在地、面積、保管する特別管理産業廃棄物の種類、特別管理産業廃棄物に係る処分等のための保管上限及び積み上げることができる高さ	別紙「保管場所の概要」に記載のとおり	
事業の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要	別紙「処分施設の概要」のとおり	
※事務処理欄	申請に関する問合せ先。行政書士が作成する場合は行政書士の連絡先(氏名及び職印)	

担当者連絡先

氏名 山形次郎

住所 山形県山形市十日町一丁目6番6号

電話番号 023-622-00xx

（日本工業規格 A列4番）

第2面、第3面は掲載を省略。産業廃棄物処分業の記入例を参考のこと

(事業の範囲を別紙とする場合の記載例 1)

別紙

事業の範囲

油水分離処分	廃油（揮発油、灯油類及び軽油類に限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く）
焼却処分	廃油（揮発油、灯油類及び軽油類に限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く）
	感染性産業廃棄物
溶融処分	燃え殻及びばいじん（ダイオキシン類を含むことのみにより有害であるもの）
最終処分	廃石綿等

(第一面)

事業計画の概要を記載した書類

1. 事業の全体計画（変更許可申請時には変更部分を明確にして記載すること）

山形県内一円の排出事業者から排出される特別管理産業廃棄物である廃油（揮発油、灯油類及び軽油類に限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く）及び感染性産業廃棄物を、排出事業者との委託契約に基づき、焼却施設を用いて焼却処分を行う。

焼却処分で生じる燃え殻及びばいじんは、法に基づき処理委託する。

山形県内一円の石綿建材除去事業で発生する特別管理産業廃棄物である廃石綿等を、排出事業者との委託契約に基づき、管理型最終処分場で埋立処分を行う。

一般廃棄物を含まないこと

2. 処分する産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の種類及び処分量等

(特別管理)産業廃棄物の種類	処分量(t/月又はm <sup>3</sup> /月)	性状	予定排出事業場の名称及び所在地	処分方法	予定処分先の名称及び所在地(処分場の名称及び所在地)
1 廃油	25 t／月	液状	○△製作所㈱ 山形県山形市〇〇 二番町12-32	焼却処分	㈱〇×環境 村山事業場 村山市楯岡笛田三丁目2-1
2 感染性産業廃棄物	500 t／月	固形状	病院、医療機関	焼却処分	㈱〇×環境 村山事業場 村山市楯岡笛田三丁目2-1
3 廃石綿等	30 m <sup>3</sup> ／月	固形状	石綿建材除去事業現場等	管理型埋立	㈱〇×環境 村山最終処分センター 村山市楯岡笛田三丁目2-1
4					
5			できるだけ具体的に記載し、特定できない場合は県内一円事業場等でも可		中間処理、最終処分する自社処分場を記載すること
6					
7					
8					

備考 取扱う（特別管理）産業廃棄物の種類ごとに記載すること。

処理施設ごとに作成  
すること

3. 施設の概要

処理施設の種類	焼却施設
設置場所	山形県村山市楯岡笛田三丁目 2-1
設置年月日	平成26年12月1日 許可年月日 平成25年6月10日 許可番号 第217-×号
処理能力	8トン／日（8時間）
廃棄物の種類	廃油、感染性産業廃棄物
処理施設の処理方式及び設備の概要	<p>(1) 処理方式 ロータリーキルン、バグフィルター</p> <p>(2) 設備の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設備の名称 ×××</li> <li>・製品名 □□□</li> <li>・型番 △△△</li> <li>・製造元 (株)○○○○</li> </ul>
環境保全設備の概要	感染性産業廃棄物専用保冷庫及び防油堤設置 水冷循環使用による排水なし バグフィルターの設置、消石灰・活性炭吹き込み 誘引ファンの屋内設置

4. 最終処分場

最終処分場の種類及び名称	管理型最終処分場 (株)〇×環境 村山最終処分センター)
設置場所	山形県村山市楯岡笛田三丁目 2-1
設置年月日	平成22年4月1日 許可年月日 平成20年5月1日 許可番号 第216-×号
最終処分場の規模等	面積 10,000m <sup>2</sup> 埋立容量 500,000m <sup>3</sup>
埋立対象廃棄物の種類	廃石綿等
構造及び設備の概要	セル方式埋立 擁壁、土堰堤 五重遮水シートの設置 浸出水処理施設 処理方式：凝集沈殿、接触ばつ気、活性炭吸着、脱窒素 処理能力：80 m <sup>3</sup> /日
放流水の水質等	pH 5.8~8.4 BOD 40mg/L以下 COD 40mg/L以下 SS 30mg/L以下 その他項目 基準省令の「排水基準等」遵守
その他環境保全対策	場内への雨水流入を防ぐため、ゴムシートによるキャッピングを行い、処分場外周に雨水排水路を設置する。 ガス抜き管の設置 即日覆土により悪臭発生、飛散流出を防止

5. 処分業務の具体的な計画（処分業務を行う時間、休業日、組織及び従業員数を含む。）

（1）処分を行う時間及び休業日

時間：最終処分場は月曜日から土曜日の午前8時から午後5時までのうち8時間稼動  
焼却施設は月曜日から土曜日までの24時間稼動

休業日：日曜日、祝日、年末年始、その他夏季休暇等の当社指定日

（2）処分業務の受託及び計画

- ① 排出者から産業廃棄物の処分を受託しようとするときは、排出元、種類、性状等を記載した書面・写真・分析結果等の提出を求めるなどにより、処理受託能力及び許可の範囲内であること等、処理できることを確認のうえ委託契約を締結する。必要に応じて排出元の確認を行い、適正処理の確保に万全を期すこととする。
- ② 産業廃棄物管理票の記載内容と相違ないことを確認のうえ産業廃棄物を引き受けれる。産業廃棄物管理票がない場合は引き受けない。
- ③ 受け入れた産業廃棄物は、産業廃棄物処理基準に従い処分業務を行い、処分終了後は必要事項を記載し産業廃棄物管理票の写しを排出者に送付するとともに、5年間保存する。処理に関する帳簿を事業場ごとに作成し備え付け、毎月末までに前月分の記録を終了し、1年ごとに閉鎖し5年間保存する。

（3）受入れ廃棄物の性状確認及び計量方法

① 性状の確認方法

委託契約書に記載した受入れ廃棄物に関する情報や「廃棄物データシート」に記載された情報等に相違ないか目視で確認する。性状に関する分析結果は処理受託前及び処理受託後に年1回以上求める。また、年4回以上抜取検査を行い、自社の分析室で分析を行い確認する。

② 計量方法

事業場内にある電子式トラックスケールを使用し計量する。

（4）設備・機器の点検検査計画

別紙「点検簿」のとおり実施する。点検結果は5年間保存する。

処理施設は、年1回以上、製造メーカーのメンテナンスを受ける。検査結果は、5年間保存する。

（5）日常の管理体制

別紙「組織体制」のとおり。異常が生じた場合は、直ちに施設を停止させ、原因究明を行う。原因が判明して改善されるまでの間は、施設は稼動しない。

（6）災害防止計画

① 災害、事故発生の防止計画

設備等の日常点検、定時の巡回等を徹底する。また、運転管理マニュアルを策定し、作業従事者に周知徹底し知識技能の向上を図る。

② 災害等発生時の対応方法

直ちに施設の稼動を停止し、作業員の人命確保、安全確認を行う。統括責任者に連絡すると共に所要な措置を講じる。また、③の緊急連絡系統図に従い関係機関に連絡し、指示を受ける。

③ 災害等発生時の緊急連絡系統図

別紙「緊急連絡系統図」のとおり

従業員数内訳

× × 年 × × 月 × × 日現在

申請者又は 申請者の登 記上の役員	政令第6条の10で 準用する第4条の6 に規定する使用人	相談役、顧問 等申請者の登 記外の役員	事務員	運転手	作業員	その他	合計
4 人	0 人	1 人	2 人	10 人	3 人	2 人	22 人

## 6. 環境保全措置の概要

### (1) 中間処理施設において講ずる措置

屋内でピットクレーン式により投入し、悪臭発生・飛散流出を防止する。

感染性廃棄物は、専用の保管場所から専用の投入ラインで定量ずつ投入する。

誘引ファンは、建物内に設置し外壁で囲い、騒音を防止する。

床面をコンクリートで舗装し振動を防止する。

ねずみ等が発生した場合は、直ちに駆除する。また、清掃を行い構内の清潔を保持し悪臭を防止する。

### (2) 保管施設において講ずる措置

廃油タンクの周囲には、防油堤を設置するとともに床面を耐油性材料で覆い、飛散・流出及び地下浸透を防止する。

消防設備及び消火器を設置する。

ねずみ等が発生した場合は、直ちに駆除する。また、毎日業務終了時に点検及び清掃を行い構内の清潔を保持し悪臭を防止する。

保管場所には、見やすい位置に掲示板を設置し、表示すべき事項に変更が生じた場合には、速やかに書き換えその他必要な措置を講ずる。

保管の高さ、保管数量の上限を超えて保管しない。保管施設以外の場所に保管しない。

保管施設の破損等を発見した場合には、速やかに補修を行う。

このほか、保管基準を遵守して保管する。

### (3) 最終処分場において講ずる措置

廃石綿等は、固型化、薬剤による安定化その他に準ずる措置を講じ、耐水性の材料で二重に梱包された状態で、分散しないように埋立地内の一定の場所において埋め立て、埋立地外に飛散し、及び流出しないよう、その表面を土砂ですぐに覆う。

最終処分場内に異状等を発見した場合には、速やかに対応する。

### (3) 事業範囲の変更許可

様式第十号（第十条の九関係）

（第1面）

#### 産業廃棄物処理業の事業範囲変更許可申請書

〇〇年〇〇月〇〇日

山形県知事 吉村 美栄子 殿

申請者

〒997-1392

住所 山形県山形市十日町一丁目6番6号  
株式会社 ○×環境

氏名 代表取締役 紅 花子

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 023-622-〇〇××

FAX 023-622-〇〇〇×

EメールアドレスYamagata@○○.×.co.jp

該当しない方に取消し線を記載

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の規定により、

**産業廃棄物収集運搬業**

の事業範囲の変更の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請  
産業廃棄物処分業  
します。

許可の年月日及び許可番号	平成29年 2月15日 第00600000000号
収集運搬業・処分業の区分	処分業
許可に係る事業の範囲（収集運搬業にあっては、取り扱う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）及び積替え又は保管を行うかどうか、処分業にあっては、処分の方法ごとに区分して取り扱う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）を記載すること。）	別添許可証記載のとおり <b>水銀使用製品産業廃棄物を含まない</b> <b>水銀含有ばいじん等を含まない</b> <b>石綿含有産業廃棄物を含まない</b>
変更の内容	中間処理（焼却処分） 廃プラスチック類、木くず の追加 これらのうち、 特別管理産業廃棄物及び石綿含有産業廃棄物を除く
変更理由	事業の拡大のため
変更に係る事業の用に供する施設の種類、数量、設置場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許可番号（産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限る。）	別紙「事業計画の概要を記載した書類」に記載のとおり  変更後のすべての内容について記入 (変更部分だけの記入としないこと)
変更に係る事業の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要	別紙「事業計画の概要を記載した書類」に記載のとおり
※事務処理欄	申請に関する問い合わせ先。行政書士が作成する場合は、行政書士の連絡先(氏名及び職)
担当者連絡先	山形次郎 電話番号 023-622-〇〇×× 住所 山形県山形市十日町一丁目6番6号

現在の  
許可

追加  
申請分

第2面、第3面、事業計画等は掲載を省略。産業廃棄物処分業の記入例を参考のこと

（日本工業規格 A列4番）

特別管理産業廃棄物処理業の  
事業範囲変更許可申請書

〇〇年〇〇月〇〇日

山形県知事 吉村 美栄子 殿

## 申請者

〒990-0031

住所 山形県山形市十日町一丁目6番6号  
株式会社 ○×環境

氏名 代表取締役 紅 花子

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 023-622-〇〇××

FAX 023-622-〇〇〇×

Eメールアドレス Yamagata@〇〇.××.co.jp

該当しない方に取消し線を記載

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の5第1項の規定により、  
**特別管理産業廃棄物収集運搬業**  
**特別管理産業廃棄物処分業** の事業範囲の変更の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて  
申請します。

許可の年月日及び許可番号	平成〇〇年〇〇月〇〇日 第〇〇六〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇号
収集運搬業・処分業の区分	処分業
許可に係る事業の範囲 (収集運搬業にあっては、取り扱う特別管理産業廃棄物の種類及び積替え又は保管を行うかどうか、処分業にあっては、処分の方法ごとに区分して取り扱う特別管理産業廃棄物の種類を記載すること。)	<p><b>焼却処分</b>            廃油 (揮発油、灯油類及び軽油類に限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く)</p>
変更の内容	焼却処分 (感染性産業廃棄物) の追加
変更理由	事業の拡大のため
変更に係る事業の用に供する施設の種類、数量、設置場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許可番号 (産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限る。)	<p>別紙「事業計画の概要を記載した書類」に記載のとおり</p> <p>変更後のすべての内容について記入 (変更部分だけの記入としないこと)</p>
変更に係る事業の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要	<p>別紙「事業計画の概要を記載した書類」に記載のとおり</p> <p>変更後のすべての内容について記入 (変更部分だけの記入としないこと)</p>
※事務処理欄	<p>申請に関する問合せ先。行政書士が作成する場合は、行政書士の連絡先(氏名及び職印)</p> <p>変更後のすべての内容について記入 (変更部分だけの記入としないこと)</p>

担当者連絡先 氏名 山形次郎 電話番号 023-622-〇〇××  
住 所 山形県山形市十日町一丁目6番6号

(日本工業規格 A列4番)

第2面、第3面、事業計画等は掲載を省略。産業廃棄物処分業の記入例を参考のこと

## (4) 変更届・廃止届

様式第十一号（第十条の十関係）

<b>産業廃棄物処理業</b> <div style="border: 1px solid red; padding: 2px;">該当しない方に取消し線を記載</div> 山形県知事 吉村 美栄子 殿	<b>廃止</b> <b>届出書</b> <b>変更</b> ○○年○○月○○日	
申請者 〒990-0031 住 所 山形県山形市十日町一丁目6番6号 氏 名 株式会社〇×環境 代表取締役 紅 花子 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 023-622-00xx F A X 023-622-000x Eメールアドレス Yamagata@○○.xx.co.jp		
<div style="border: 1px solid red; padding: 2px; display: inline-block;">該当しない方に取消し線を記載</div> ○○年○○月○○日付け第00621△△△△△△△号で許可を受けた産業廃棄物処理業に係る以下の <b>廃止</b> 事項について <b>変更</b> したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第3項において準用する 同法第7条の2第3項の規定により、関係書類及び図面を添えて届け出ます。		
廃止した事業又は変更した事項の内容（規則第10条の10第1項第2号に掲げる事項を除く。）	<b>新</b> <b>事務所の所在地変更</b> 山形県山形市○町一丁目1番地 <div style="border: 1px solid red; padding: 2px; display: inline-block;">書ききれない場合は別紙に記入し添付</div>	<b>旧</b> 山形県山形市△町二丁目2番地 <div style="border: 1px solid red; padding: 2px; display: inline-block;">役員、株主、法定代理人、出資者、政令で定める使用人</div>
	変更した事項の内容（規則第10条の10第1項第2号に掲げる事項） (変更内容が法人に係るものである場合) ※法定代理人、株主及び出資をしている者の変更 <div style="border: 1px solid red; padding: 2px; display: inline-block;">(ふりがな)</div> 名 称 <div style="border: 1px solid red; padding: 2px; display: inline-block;">法定代理人・株主・出資者が法人の場合、この欄に記入する</div> 所	
(変更内容が個人に係るものである場合) ※法定代理人、役員（法定代理人が法人である場合の当該法人の役員を含む）、株主、出資をしている者及び使用人の変更 <div style="border: 1px solid red; padding: 2px; display: inline-block;">(ふりがな)</div> 氏 生 年 月 日 本 稷 役職名・呼称 住 所		
<div style="border: 1px solid red; padding: 2px; display: inline-block;">役員・株主等に増減がある場合は、別紙参照のうえ、新旧役員・株主等について変更の状況を記入し、添付</div> <div style="border: 1px solid red; padding: 2px; display: inline-block;">役員・株主・出資者・使用人の変更、法定代理人の変更は、この欄に記入する</div>		
廃止又は変更の理由	<b>事務所の移転による</b>	
<b>備考</b> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. この届出書は、廃止又は変更の日から10日以内に提出すること。</li> <li>2. 各欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、この様式の例により作成した書面を添付すること。</li> </ol>		

担当者連絡先

氏 名 山形次郎

電話番号 023-622-00xx

住 所 山形県山形市十日町一丁目6番6号

(日本工業規格 A列4番)

特別管理産業廃棄物処理業  
届出書

廃止

変更

〇〇年〇〇月〇〇日

山形県知事 吉村 美栄子 殿

申請者 〒990-0031  
 住 所 山形県山形市十日町一丁目6番6号  
 氏 名 株式会社 ○×環境  
 代表取締役 紅 花子  
 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)  
 電話番号 023-622-〇〇×  
 F A X 023-622-〇〇〇×  
 Eメールアドレス Yamagata@〇〇.××.co.jp

〇〇年〇〇月〇〇日付け第〇〇六〇△△△△△△号で許可を受けた特別管理産業廃棄物処理業に係る  
廃止

以下の事項について したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の5第3項において準用  
変更  
する同法第7条の2第3項の規定により、関係書類及び図面を添えて届け出ます。

	新	旧
廃止した事業又は変更した事項の内容（規則第10条の23第1項第2号に掲げる事項を除く。）		役員、株主、法定代理人、出資者、政令で定める使用人
変更した事項の内容（規則第10条の23第1項第2号に掲げる事項）		
(変更内容が法人に係るものである場合)※法定代理人、株主及び出資をしている者の変更		
(ふりがな) 名 称	法定代理人・株主・出資者が法人の場合、この欄に記入する	
かぶしきかいしゃながさかんきょう 株 式 会 社 花 笠 環 境	山形市松波二丁目8番1号	
(変更内容が個人に係るものである場合)※法定代理人、役員（法定代理人が法人である場合の当該法人の役員を含む）、株主、出資をしている者及び使用人の変更		
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本
	役職名・呼称	住
てんどう まさき 天 童 将 樹 (就任)	平成〇〇年〇月〇日	山形県天童市〇〇町二丁目21番
	取締役・株主	山形県天童市〇〇町二丁目21番3号
さがえ ちえり 寒河江 チエリ (就任)	昭和△△年△月△日	山形県寒河江市大字△△6番地
	寒河江支店長	山形県寒河江市大字△△6番10号
変更がある者について記載する。 役員・株主等に増減がある場合は、新旧役員・株主等について変更の状況を記入し、添付		
廃止又は変更の理由	株主総会決議及び寒河江支店開設による	

## 備考

- この届出書は、廃止又は変更の日から10日以内に提出すること。
- 各欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、この様式の例により作成した書面を添付すること。

担当者連絡先

氏 名 山形次郎

電話番号 023-622-〇〇××

住 所 山形県山形市十日町一丁目6番6号

(日本工業規格 A列4番)

## 役員新旧対照表

新		旧		変更年月日	就任 退任 の別
役職名	(ふりがな) 氏名	役職名	(ふりがな) 氏名		
代表取締役	くれない 紅 花子	代表取締役	くれない 紅 花子		
取締役	みかわ けんいち 三川 健一	取締役	みかわ けんいち 三川 健一		
取締役	くれないしゅうほう 紅 秀 峰	取締役	くれないしゅうほう 紅 秀 峰		
取締役	てんどう 天童 審楨			〇〇年〇月〇日	就任
監査役	たかはた 高畠 みつき 高畠 三樹	監査役	たかはた 高畠 みつき 高畠 三樹		
相談役	はえ 羽江 實造	相談役	はえ 羽江 實造		

## 株主新旧対照表

新		旧		変更年月日	
発行済み株式の総数：700株		発行済み株式の総数：500株			
保有する株式の 数又は出資の金 額 及びその割合	(ふりがな) 氏名または名称	保有する株式の 数又は出資の金 額 及びその割合	(ふりがな) 氏名または名称		
350株 50%	くれない 紅 花子	250株 50%	くれない 紅 花子		
100株 14%	はえ 羽江 實造	100株 20%	はえ 羽江 實造		
150株 22%	かぶしきかいしゃゆきわかまる 株式会社雪若丸	150株 30%	かぶしきかいしゃゆきわかまる 株式会社雪若丸		
50株 7%	かぶしきかいしゃ 株式会社 はながきかいかきょう 花笠環境			〇〇年〇月〇日	
50株 7%	てんどう 天童 審楨			〇〇年〇月〇日	

## 使用人新旧対照表

新		旧		変更年月日	就任 退任 の別
役職名	(ふりがな) 氏名	役職名	(ふりがな) 氏名		
寒河江支店長	さがえ 寒河江 ちえり			〇〇年〇月〇 日	就任

## (5) 優良産廃処理業者認定関係書類

# 誓約書記入例

## 誓 約 書

山形県知事 吉村 美栄子 殿

従前の許可年月日の始期 から 処理業の許可更新申請日まで

○○年○○月○○日から ○○年○○月○○日までの間、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第9条の3第1号に規定する特定不利益処分を受けていないことを誓約します。

一致すること。

○○年○○月○○日

住 所 山形県○○市○○町○丁目○番地○号

名 称 株式会社○×環境

代表取締役 紅 花子

### 【特定不利益処分】

- ① 廃棄物処理業に係る事業停止命令（法第7条の3及び第14条の3（法第14条の6において準用する場合を含む。））
- ② 廃棄物処理施設に係る改善・使用停止命令（法第9条の2及び第15条の2の7）
- ③ 廃棄物処理施設の設置の許可の取消し（法第9条の2の2第1項若しくは第2項又は及び第15条の3）
- ④ 再生利用認定の取消し（法第9条の8第9項（法第15条の4の2第3項において準用する場合を含む。））
- ⑤ 広域認定の取消し（法第9条の9第10項（法第15条の4の3第3項において準用する場合を含む。））
- ⑥ 無害化認定の取消し（法第9条の10第7項（法第15条の4の4第3項において準用する場合を含む。））
- ⑦ 二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定の取り消し（法第12条の7第10項）
- ⑧ 廃棄物の不適正処理に係る改善命令（法第19条の3）
- ⑨ 廃棄物の不適正処理に係る措置命令（法第19条の4第1項（法第19条の10第1項において準用する場合を含む。）、第19条の4の2第1項、第19条の5第1項（法第19条の10第2項において準用する場合を含む。）及び第19条の6第1項）

## 記入例

(山形県及び山形県内市町村に対する納税義務、社会保険料・労働保険料の納付義務又は山形県内において不動産に係る納税義務がない場合に提出する書類)

### 県民税等に関する申告書

山形県知事 吉村 美栄子 殿

当社(私)は、下記の事項について、納税及び納付の滞納がないことを申告します。

#### 記

- 1 山形県及び山形県内市町村に対する納税義務がないこと。
- 2 山形県内においては、社会保険料及び労働保険料について納付義務がないこと。
- 3 山形県内において不動産(不動産取得税、固定資産税)に係る納税義務がないこと。  
(※ 該当する番号を「○」で囲むこと。)

〇〇年〇〇月〇〇日

住 所 山形県〇〇市〇〇町〇丁目〇番地〇号

名 称 株式会社〇×環境

代表取締役 紅 花子

## (6) 様式（データ）の入手方法

各種申請に関する様式は山形県のホームページ「廃棄物・リサイクル総合情報サイト」

[https://www.pref.yamagata.jp/050010/kurashi/kankyo/haikibutsu/waste\\_recycle\\_info\\_top.html](https://www.pref.yamagata.jp/050010/kurashi/kankyo/haikibutsu/waste_recycle_info_top.html) から入手できます（マイクロソフトワードファイル）。

### 検索の方法

山形県のホームページ（<https://www.pref.yamagata.jp/>）

- 組織別一覧
- 環境エネルギー部
- 循環型社会推進課
- 「廃棄物・リサイクル総合情報サイト」
- 廃棄物関係申請・届出様式ダウンロードページ

※ 検索サイトで検索する場合は、「山形県、廃棄物」で検索

また、PDFファイルで様式の入手を希望される方は e-Gov 法令検索（<https://laws.e-gov.go.jp/>）から「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則」を検索することで入手できます。

## (7) 産業廃棄物処理業関係手続きの窓口・問合せ先

村山総合支庁保健福祉環境部環境課

〒990-2492 山形県山形市鉄砲町2-19-68  
TEL 023-621-8421 FAX 023-621-8428

最上総合支庁保健福祉環境部環境課

〒996-0002 山形県新庄市金沢字大道上 2034  
TEL 0233-29-1287 FAX 0233-23-2620

置賜総合支庁保健福祉環境部環境課

〒992-0012 山形県米沢市金池7-1-50  
TEL 0238-26-6034 FAX 0238-26-6037

庄内総合支庁保健福祉環境部環境課

〒997-1392 山形県東田川郡三川町大字横山字袖東 19-1  
TEL 0235-66-4914 FAX 0235-66-4749

環境エネルギー部循環型社会推進課（山形県内に事業所が無い場合）

〒990-8570 山形県山形市松波2-8-1  
TEL 023-630-2323 FAX 023-625-7991